

トレーラーハウス 設置検査基準マニュアル

トレーラーハウスとは「自動車を利用した工作物」のことを言います。
タイヤが付いているからといって、自動車であるとは限りません。
自動車とは、道路運送車両法等で定められた自動車である必要があります。

トレーラーハウスの条件

- 道路運送車両法で定められた自動車であること
- トレーラーハウスの移動に支障のある階段、ポーチ、ベランダ、柵等がないもの
- 土地側の給排水、ガス、電気、電話、冷暖房等をトレーラーハウスに接続する方式が工具を使用しない簡易な着脱式であること。
- その他、トレーラーハウスの規模・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できるもの



日本トレーラーハウス協会設置検査基準(12項目)

- ① 車輪が取り外しされていないこと。また、車輪が走行可能な状態に保守されていること。
- ② 車輪以外の物で地盤上に支持されている場合、その支持構造体の取り外しが工具を使わずにできること。
- ③ トレーラーハウスの進行方向に地面に固定された障害物がないこと。
- ④ トレーラーハウスの設置場所から公道に至る通路が確保されていること。
- ⑤ 階段やウッドデッキなどが併設されている場合、それらが独立した構造体であること。
- ⑥ 給水管の接続方法が工具を使わずに着脱できること。
- ⑦ 排水管の接続方法が工具を使わずに着脱できること。
- ⑧ 電気の配線方法が工具を使わずに着脱できること。
- ⑨ ガスボンベがトレーラーハウスに積載されているかまたはレンチで簡単に着脱できること。
- ⑩ 電話・インターネット等の接続方法が、工具を使わずに着脱できること。
- ⑪ 冷暖房器具等の室外機がトレーラーハウスに積載されていること。
- ⑫ 適法に公道を移動してきたことを公的書類で証明できること。

協会では上記基準を満たしているかどうかの設置検査を行いません。その設置検査報告書と適法に公道を移動できることを証明する公的書類をトレーラーハウス内に常備してください。

自動車でありながら住居、事務所、店舗として使用できるトレーラーハウスは、永久的な使用には合いません。
必ず期間限定で使用して下さい
協会では設置期間は10年以内としております。必ず期間をお守りください

トレーラーハウスの設置検査基準



車輪が取り外しされていないこと。
又車輪が走行可能な状態に保守されていること



車輪以外の物で地盤上に支持されている場合
その支構造体の取り外しが工具を使わずにできること



トレーラーハウスの進行方向に地面に固定された
障害物がないこと。



トレーラーハウスの設置場所から公道に至る通路が
確保されていること。



階段やウッドデッキなどが併設されている場合
それらが独立した構造体であること。



冷暖房器具等の室外機がトレーラーハウスに積載され
ていること。



日本トレーラーハウス協会認定品使用

排水管の接続方法が工具を使わずに着脱できること。



給水管の接続方法が、工具を使わずに着脱できること。



電気の配線方法が、工具を使わずに着脱できること。



電話・インターネット等の
接続方法が、工具を使わず
に着脱できること。



ガスボンベがトレーラーハウスに積載されているか
又はレンチで簡単に着脱できること。

※協会認定品マーク
「給排水管のトレーラーハウスと接続する場合で
工具を使用しない接続方法」としての実用新案が
認められています。ワンタッチカバーについては
実用新案登録シールを貼付のものをご使用ください。

実用新案登録 第3153563号
JTHA
社団法人日本トレーラーハウス協会

トレーラーハウスが適法に公道を移動できること

日本建築行政会議の「車両を利用した工作物」の規定の中で、H25年改訂版から「適法に公道を移動できないもの」は建築物として扱われることになりました。

適法に公道を移動するための条件

- ◆ 保安基準第2条の制限内のトレーラーハウス
(車幅2500mm未満、車高3800mm未満、車長12000mm未満など)
→道路運送車両法に基づき車検の取得が必要

車検証



車検取得しナンバープレートが取り付けられたトレーラーハウス

- ◆ 保安基準第2条の制限を超えるトレーラーハウス
(車幅2500mm超、車高3800mm超、車長12000mm超など)
→基準緩和認定を受け、かつ特殊車両通行許可の取得が必要

※基準緩和認定とは

到着地を管轄する運輸局が自動車として一時的に運行する際の安全性(構造強度、制動性能、旋回性能等)を審査し、自動車として認定すること。

※特殊車両通行許可とは

保安基準第2条の制限を超える自動車の公道での運行に際して、運行経路の道路管理者(国道事務所、土木事務所等)が制限速度や通行時間帯等の条件を付して運行を許可すること。

基準緩和認定書



特殊車両通行許可書



国土交通省自動車局(H24年12月27日施行)

『トレーラー・ハウスの運行に関する制度改正』

『トレーラー・ハウスについて、用語を定義したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加しました。』

トレーラーハウスの取り扱いについて

概要

トレーラーハウス「駆動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの（屋内的用途として認められるもの）」のうち、次のいずれかに該当するものは、法第2条第1号の建築物として取り扱うものとする。
 なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の維持管理の結果として次のいずれかに該当するに至った場合は、その時点から建築物として扱う。

内容

・バス、キャンピングカー及びトレーラーハウス等の車両（以下「トレーラーハウス等」という。）を用いて住宅・事務所・店舗として使用するものうち、以下のいずれかに該当するものは、法第2条第1号に規定する建築物として取り扱う。

◆建築物として取り扱うもの

- トレーラーハウス等が随時かつ任意に移動することに支障のある階段、ポーチ、ベランダ、柵等があるもの。
- 給排水、ガス、電気、電話、冷暖房等のための設備配線や配管等をトレーラーハウス等に接続する方式が、簡易な着脱式（工具を要さずに取り外すことが可能な方式）でないもの。
- 規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

・なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の改造等を通じて土地への定着性が認められるようになった場合については、その時点から当該トレーラーハウス等を建築物として取り扱うことが適切である。

・「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例は、以下のとおりである。

- 車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けられているがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの
- 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。
- トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。
- トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

・臨時運行許可（仮ナンバー）や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない

（『平25行政会議』 P.14 ）

備考

法第2条第1号に規定する「土地に定着する」のうち「土地」とは、通常の陸地のみでなく、建築的利用が可能な水面（海底）等を含み、「定着する」とは、必ずしも、物理的に強固に土地に結合された様態のみでなく、本来の用途上、定常的に定着された様態、例えば栈橋による繋留、鎖その他の支持物により吊り下げ、又はアンカーボルトによる固定のような様態をも含むものである。
 （『詳解基準法』P.14）

関係条文 法第2条第1号	年度	分類	番号
関連 昭62例規第419号、平9通達170号、平25行政会議	15	総則	007



非営利型一般社団法人 日本トレーラーハウス協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-5日本橋FKビル9F
 TEL 03-5614-0941 FAX 03-5614-0942
 MAIL jtha@trailerhouse.or.jp H・P http://www.trailerhouse.or.jp